

## 街なか屋 トライアルショップ要綱

### 1 目的

中心市街地の活性化、魅力ある起業出店に繋げるため、中心市街地の空き店舗を活用し、1日単位での出店の体験、顧客のニーズ調査が簡易にできる場を提供します。

### 2 実施主体 沼田商工会議所（沼田市中心市街地空き店舗活用事業受託者）

### 3 実施場所

沼田市中町1-1-25（旧カナイヤ）

※約25㎡（間口3.6m×奥行き7.2m）

※水道施設、トイレはありません。

### 4 事業期間（試行）

平成31年（2019年）4月28日から令和2年（2020年）3月31日まで

※状況により変更する場合があります。

### 5 実施時間（※原則）

午前10時から午後7時の間

### 6 使用料

1,000円/日（原則1日ごと）

※本町通りのイベント時は3,000円/日

※短時間であっても全て同一料金です。

※使用申請時に現金で前払い。

### 7 対象事業

物販（雑貨、飲食物等）やPRなどの事業で、下記の要件を満たすもの。

- ① 商店街の通行客に不快感や嫌悪感を生じさせるものでないこと。
- ② 勧誘や政治的又は宗教的な行為を目的とするものでないこと。
- ③ 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業でないこと。
- ④ 施設を損壊する恐れがなく、形状変更しないこと。
- ⑤ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等でないこと。また、取り扱う商品が、法令等の定め違反しないこと。
- ⑥ 原則、火気を取り扱わないこと。
- ⑦ 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。

※事業の実施に要する費用等はすべて事業者の負担とします。

## 8 使用資格

- 1) 実施にあたり法令により必要となる許可、資格等を有すること。  
※飲食物を販売する場合、その場で調理するものや開封して提供するものなどには、臨時営業・臨時出店の営業許可又は露天商飲食店営業許可等、保健所などの手続きが必要となります。
- 2) 事業の趣旨を理解し、アンケートや意見聴取、広報などに協力・同意していただける企業、団体、個人。また、集客や売上げの状況を報告できること
- 3) 沼田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
- 4) 使用にあたり、沼田商工会議所及び店舗所有者の指示に従うこと。

## 9 使用方法

- 1) 初めて使用する際に使用申請書（別添様式）を提出ください。飲食物を販売する事業者は、その場で調理する場合または開封して提供する場合には、露店飲食店営業許可証の写しを添付してください。同一内容で2回目以降を申請する場合には、メールでの提出も可とします。※使用に対する質問は、随時受け付けます。
- 2) 受付期間  
※使用したい日の2か月前から1週間前まで申請を受け付けます。  
※当面の間、月曜始まりの同一週で2日間を使用上限とします。
- 3) 提出先 沼田商工会議所に持参又は郵送

## 10 使用許可

申請があった事業については内容を確認し、使用の許可・不許可の決定を行い、申請者に通知します。希望日が重複した場合には、先着順とします。

### 1.1 使用のルール

- 1) 近隣の住宅等に配慮をお願いします。
- 2) 許可書を持参の上、沼田商工会議所で鍵を借用し、使用后速やかに鍵を返却してください。
- 3) 使用に伴うゴミは各自持ち帰り、終了後は現状復帰してください。
- 4) 許可を受けた使用時間は厳守してください。
- 5) 原則、場所のみの貸出となります。
- 6) 備品（机・椅子）等は備え付け以外は各自で用意ください。
- 7) 駐車場は六斎広場（本町通り市役所入り口交差点の南東）使用可
- 8) トイレは最寄りの公衆トイレ（テラス沼田、中町公衆便所等）を使用願います。

## 1 2 その他

- 1) 事業者は使用するにあたり、沼田商工会議所と協議してください。また、許可後であっても事業者が資格を有しない者であると判明した場合や通行客等とトラブルが生じた場合など、許可を取り消すことがあります。
- 2) 本許可を第三者に譲渡若しくは転貸は認めません。
- 3) 許可後、申請者都合によるキャンセルは原則認めません。
- 4) 強風や豪雨などの悪天候により、事故の恐れがあるときには、使用を取り消しする場合があります。また、空き店舗の入居者決定により、許可を取り消す場合があります。
- 5) 実施する事業に関して一切の責任を負いません。

### ※問い合わせ先

沼田商工会議所（担当：飯塚）電 話：0278-23-1137／F A X：0278-24-0715

沼田市西倉内町669-1（平成31年にテラス沼田7Fへ移転予定）

e-mail：[iizuka@numata-cci.or.jp](mailto:iizuka@numata-cci.or.jp)